## 食中毒における緊急対策本部の決定機能

### 緊急対策本部会議

# 【 本部会議の審議事項 】

委員会及びリスク管理機関 が行う対策の総合調整

政府一体となった緊急時対 策方針

委員会及びリスク管理機関 相互間における情報の共有、 連携強化のための調整

その他必要事項

### 【構成員】

食品安全担当大臣(議長) 食品安全委員会委員長 厚生労働大臣 農林水産大臣 その他本部長が必要と認める 関係大臣等(例:環境大臣等)

### 【本部会議の庶務】

緊急対策本部事務局(委員会事 務局がリスク管理機関の協力を 得て担当)が処理する。 委員会事務局長を本部事務局長 とする

指示

報 告

食品安全行政に関する関係府省連絡会議(部局長級)

#### 【構成員】

食品安全委員会事務局長(議長) 農林水産省消費·安全局長 その他議長が必要と認める関係者 厚生労働省医薬食品局食品安全部長 環境省環境管理局水環境部長

#### 【連絡会議の庶務】

緊急対策本部事務局(委員会事務局がリスク管理機関の協力を得て担当) が処理する。

指示

報告

食品安全行政に関する関係府省連絡会議 幹事会(課長級)

#### 【構成員】

関係府省の職員で連絡会議の指名する官職にある者

#### 【幹事会の庶務】

緊急対策本部事務局(委員会事務局がリスク管理機関の協力を得て担当) が処理する。